

国土交通省告示第千五百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（松江道路玉湯工区・島根県松江市玉湯町布志名地内から同市玉湯町湯町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 島根県松江市玉湯町布志名及び玉湯町湯町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県松江市玉湯町布志名地内から同市玉湯町湯町地内までの延長2.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（松江道路玉湯工区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道9号改築工事（松江道路玉湯工区）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## 得られる公共の利益

一般国道9号は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市等を経て下関市に至る延長707.8kmの山陰地方の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する一般国道9号（以下「現道」という。）は、その沿道に店舗や住宅等が連たんし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線道路であり、さらに、現道と主要地方道、県道及び3本の市道とが交差する玉湯交差点が存在することから、慢性的な交通渋滞が発生して円滑な交通が阻害されている。なお、平成17年度道路交通センサスによると、松江市玉湯町湯町地点における現道の交通量は29,539台/日、混雑度は1.81となっている。また、平成10年に島根県幹線道路協議会が策定した「島根県第3次渋滞対策プログラム」において、玉湯交差点が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業の完成により、現道を利用していた通過交通が転換されることにより、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年5月に任意で環境影響評価を行ったところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられたが、低騒音舗装の施工により環境基準を満足するものと評価されたことを受け、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内及びその周辺部には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、島根県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を建

設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成13年3月13日に決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、一般国道9号は、山陰地方の主要都市を結ぶ主要幹線道路であるにもかかわらず、本件区間において交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県松江市役所